

法律名	水質汚濁防止法
施行日	昭和46年 平成15年改正
目的	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。（第1条）
対象者	カドミウム等の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質あるいは化学的酸素要求量等の水の汚染状態を表す指標がある程度以上の汚水又は廃液を排出する施設（第2条）
規制対象事業規模	畜産農業・サービス業施設以外では、施設規模による規制は特になく、前述の規定に該当する施設すべてが対象となる
規制内容	<p>バイオマス関連における工場施設はそのほとんどが水を排出するとみられ、この法の対象となる（施行令第1条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 ) 動物系飼料又は有機質肥料の製造施設</li> <li>2 ) 動植物油脂製造施設</li> <li>3 ) 一般製材業又は木材チップ製造湿式バーカー</li> <li>4 ) 合板製造接着機洗浄施設</li> <li>5 ) パーテイクルボード製造施設</li> <li>6 ) パルプ、紙又は紙加工品の製造施設</li> <li>7 ) 発酵工業施設</li> <li>8 ) メタン誘導品製造施設</li> <li>9 ) 廃棄物処理施設</li> <li>10 ) し尿処理施設</li> </ul> <p>上記の施設から公共用水域に水を排出する場合、都道府県知事への届出が必要となる（第5条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 ) 氏名又は名称及び住所並びに法人代表者氏名</li> <li>2 ) 工場又は事業場の名称及び所在地</li> <li>3 ) 特定施設の種類（有害物質使用特定施設の種類）</li> <li>4 ) 特定施設の構造（有害物質使用特定施設の構造）</li> </ul>

5 ) 特定施設の使用の方法（有害物質使用特定施設の使用の方法）

6 ) 汚水等の処理の方法

7 ) 排出水の汚染状態及び量（特定地下浸透水の浸透の方法）

排水基準は、人の健康に被害を生じる恐れがある物質（有害物質の濃度）、生活環境に被害を生じるおそれがある程度の排出水（化学的酸素要求量濃度等）それぞれに規定されている（第3条）。

例えばカドミウムの排出基準は0.1mg／リットル、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量は、160mg／リットル（日間平均120mg／リットル）。

その他、都道府県条例によるいわゆる上乗せ基準（第3条）、指定地域における総量規制基準（第4条）、地下水の水質浄化に係る措置命令等を行う際の浄化基準第14条、施行規則第9条）などが定められている。

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などの陸岸で囲まれている海域（指定地域）においては、汚濁負荷量の総量削減目標量が定められており（施行令第4条）、域内の特定事業場で日平均排水量が50立方メートル以上のものは化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について総量規制基準が定められている（施行規則第1条）。これらの総量規制基準は、事業所の設置地域や時期、業種によって計算方法が異なるため注意が必要である。

対象となる事業者は、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。また、総量規制基準が適用されている地域の事業者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ（第5条）。

本法律における施設の設置に関する都道府県知事への届出は、瀬戸内海環境保全特別措置法又は湖沼水質保全特別措置法により届出がなされているときは、不要となる。（第6条）

対象資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物、 水産物残さ、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
--------	--

利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、機械的加工、高分子利用、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、生産、運営管理（排水管理）
関連法	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</p> <p>* ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のうち、常時使用する従業員の数が 21 人以上の場合、公害防止統括者及び有資格である公害防止（主任）管理者の選任と届出が必要とされている。</p>